

# 自動車税減免申請チェックシート

郵送で申請される前に、以下の点をご確認下さい。

1. 申請書に記入漏れはございませんか？ .....   
記入例と比較してご確認ください。  
※ 税額について、わからない場合は記入不要です。
2. 障害者手帳について、必要部分の写しが添付されていますか？ .....   
・減免申請する自動車に変更がない場合  
→氏名・手帳番号・交付年月日・住所・障害の内容・減免記載がわかるページ  
・減免申請する自動車に変更がある場合や初めての申請の場合 → 全ページの写し
3. 運転免許証は表裏両面の写しが添付されていますか？ .....   
※ 表面だけでは内容の確認ができません。  
裏面に記載がない場合でも写しを添付していただく必要があります。
4. 生計同一の確認できる書類としてマイナ保険証を使用する場合、  
申請者(納税義務者)、障がい者、運転者全員のマイナ保険証が  
揃っていて、記号番号が全て同一ですか？ .....
5. 各種送迎証明書(※)・住民票・生計同一証明書の提出が必要な場合、  
発行日が1か月以内の書類を添付されていますか？ .....   
※ 通院・通学(通園)・通所・帰省・生業・通勤証明書(発行日が3ヶ月以内のもの)
6. マイナ保険証又はマイナ免許証を添付書類として使用する場合、  
マイナ保険証はマイナポータルにより表示した資格情報の写しを、  
マイナ免許証はマイナ免許証読み取りアプリ又はマイナポータルにより表示した  
免許情報の写しを添付していますか？ .....   
※ マイナンバーカードの券面のみでは、必要な情報を確認することができません。
7. 以下の書類が全て揃っているか、ご確認ください。 .....   
(1)自動車税減免申請書  
(2)身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し  
(3)運転する方の運転免許証又はマイナ免許証の読み取り画面の写し  
(4)自動車検査証の写し  
※ 障がい者の方と生計同一の方が運転される場合、以下の書類も必要になります。  
(5)生計同一の確認できる書類  
(6)通院・通学(通園)・通所・帰省・生業・通勤証明書

上記には主な注意点を記載しています。  
申請に不備がある場合、上記以外の理由により追加で書類を送付いただかなければならない場合  
もありますので、ご了承下さい。